

目標4 グローバル社会における人材育成									
○日本人学生・進路の海外留学の推進	・グローバル社会における人材育成のために、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進し、日本人高校生の海外留学生数を2033年までに12万人にする。 ・海外の大学等にて学位を取得する長期留学を引き続き推進していただくこと。大学教員研修等に基づき短期留学を推進し、日本人学生の海外留学を拡大する。	4		・日本人高校生の海外留学生数(2033年までに12万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	12万人 (2033年までの目標値)	—	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業、国際交流・留学推進促進事業、異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生向けプロジェクト等 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・大学の海外留学支援制度 ・官民協働海外留学支援制度 ～ヒビタ！留学JAPAN等・日本代表プログラム～	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が問題の生徒へ留学の意義等を伝えること、報道関係が実施する取組により日本の高校生の留学意欲を向上させ、留学生数の増加につなげる。 ・アジア高校生向けプロジェクト、異文化理解ステップアップ事業については、当該事業で全体の高校に届いた留学生が日本の高校生と対し、高い国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学意欲が向上し、留学生数の増加につなげる。 ・海外に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支援すること等により、単位や学位の取得を目指す中長期留学生を中心に日本人の海外留学生数の増加を推進する。
				・日本人学生等の海外留学生数(2033年までに中期留学生を中心に増加させながら、38万人を目指し増加させる。このうち、長期留学者については15万人を目指し増加させる。)	日本学生支援機構「日本人留学生留学状況調査」、OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IE「Open Doors」等(長期留学者数については、OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IE「Open Doors」等から調査)(毎年)	38万人(うち、長期留学者については15万人) (2033年までの目標値)	—		
○外国人留学生の受入れの推進	・関係府省・機関等との連携の下、外国人への日本留学の機会の創出や、奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、国内就職支援等を通じて、留学生の戦略的な受入れ及び卒業後の定着を拡大する。 ・グローバル社会における人材育成のために、外国人学生等の受入れを推進し、高校段階での外国人留学生数を2033年までに2万人にする。	4		・大学等に在籍する外国人留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生受入状況調査」(毎年)	38万人 (2033年までの目標値)	27万9214人	・国費外国人留学生現地派遣試験問題作成委託業務 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・国費外国人留学生制度 ・外国政府派遣留学生の準備教育等留学生受入促進事業 ・日本学生支援機構の改善充実等 ・外国政府派遣留学生の準備教育等留学生受入促進事業 ・日本学生支援機構の海外ネットワーク機能強化事業 ・留学生財源確保プログラム ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生向けプロジェクト	・留学生のグローバル化推進の強化等による戦略的な留学生の獲得や留学成果の効率的な活用を通じ、外国人留学生数の増加を図るとともに、各大学が地域の自治体や産業界と連携して行う取組を促進すること等により、外国人留学生の我が国での定着促進を図る。 ・異文化理解ステップアップ事業においては、日本に招いた留学生の満足度を高めることにより、アジア高校生向けプロジェクトについては、日本に招いた外国人留学生の定着促進を図るとともに、留学生数の増加や国費留学生などによる日本の大学等への進学につなげる。
				・外国人留学生の日本国内での就職率(国内進学者を除く、2033年までに6割を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」(毎年)	6割 (2033年までの目標値)	—		
				・高校段階での外国人留学生数(2033年までに2万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	2万人 (2033年までの目標値)	—		
○高等学校・高等専門学校・大学の国際化	・世界で活躍できるグローバル人材を育成できる教育環境(高等学校)の整備 ・高等教育の国際連携性が高まり、高等教育機関において世界中から優れた人材が集う教育・研究環境が整備される。 ・国際バカロレアを導入する高校や大学において国際バカロレアの活用が進む。	4		・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う重点校	調査中	—	—	—	—
				・我が国の大学における外国人教員比率	文部科学省「学校基本調査」	8% (2033年までの目標値)	—		
				・全学生数に占める留学生比率	日本学生支援機構「外国人留学生受入状況調査」 文部科学省「学校基本調査」	学部: 5% 修士: 20% 博士: 33% (2033年までの目標値)	—		
				・国際共同学位プログラム	ジョイント・ディグリー・プログラム、文部科学省「グローバル・ディグリー・プログラム、文部科学省「大学における教育内容等の改善状況について」	ジョイント・ディグリー・プログラム: 50件 ダブル・ディグリー・プログラム: 800件 (2033年までの目標値)	ジョイント・ディグリー・プログラム: 27件	ジョイント・ディグリー・プログラム: 30件	
				・JVC-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供数	公式HP(https://www.jvcampus.org/find-your-study/lecture/)掲載数	600講義 100セミナー (2023年までの目標値)	334講義 44セミナー	—	
				・海外留学や海外インターンシップ等を経験した高卒生の割合	文部科学省調べ	毎年4.3%以上	14.40%	—	
				・国際バカロレアを活用した入試を実施する国内大学数	文部科学省国際推進コンソーシアムによる調査	100	78	—	
○外国語教育の充実	・グローバル化が急速に進化する中で、初等中等教育において、国内外の様々な場面で英語によるコミュニケーションを必要とする状況が形成される。 ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に到達する総合的な英語力を適切に評価するための、各大学の取組が推進される。	4		・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	6割以上	A1: 50.0%, A2: 50.8%	・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 ・WJWワールドワイド・オープン・コンソーシアム構築支援事業 ・スノー・グローバル・大学前夜支援事業 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金 ・大学入学者選抜における好事例調査委員会	・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の改善等を通じて、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取組内容を公表し、成果物の活用を促進することにより、全国的な英語教育の改善・充実を図る。 ・WJWコンソーシアム構築支援事業(社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業「アジア高校生向けプロジェクト」)により、生徒が英語に触れる機会が充実し、英語によるコミュニケーションを図るための取組が推進される。 ・「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を評価するための各大学の取組を推進する。 ・調査を基にした上で、他大学の模範となる好事例を調査し公表する。また、協議すべき課題については、関係機関において協議した上で、実務事項に反映し、各大学に周知する。
				・中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合が9割以上の達成率(仮称)を達成	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	全都道府県、政令指定都市	A1: 28自治体(67都道府県・政令指定都市が達成) A2: 23都道府県(47都道府県)が達成	19.8%	—
○国際教育協力と日本型教育の海外展開	・教育の国際化など、日本国内の教育的な向上を図る ・親日関係の維持・拡大を図る	4		・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	36,000人 (197年度)	6,578人	日本型教育の戦略的海外展開(EDU-Portコンテント)	・本事業を通じて多岐にわたる教育の良しを取り入れ、自身の教育システム・コンテンツなどの更なる改善促進に資する。また、日本国内の教育的な向上に貢献する。 ・本事業における取組内容を公表し、取組の共有・拡大を図る。
				・EDU-PortコンテントのHPへの日本国内からのアクセス数	業務委託成果報告書	160,000件 (197年度)	113,932件		
○在外教育施設における教育の充実	・グローバル社会における人材育成のために、より多くの在外教育施設において、在外教育施設ならではの特色ある教育プログラムが実施される。	4		・海外に対する教育事業に参加した相手側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	80,000人 (197年度)	37,931人	海外女子教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを促進する取組の推進に資する。また、日本国内の教育的な向上に貢献する。 ・本事業における取組内容を公表し、取組の共有・拡大を図る。
				・日本型教育の海外展開プロジェクト活動を通じて、日本や日本人に対する印象が良くなった割合	事業者向け調査(国際課調べ)	100% (197年度)	100%		
○芸術家等の文化芸術への関心・関与の促進	・文化芸術推進基本計画(第2期)>(令和5年3月24日閣議決定)期間中に取組むべき重要事項、重点課題5:文化芸術のグローバル展開の加速に基づき、若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供を拡充する。 ・伝統芸術を長期的な視点に立って保存継承し、伝承者を次世代に継承する。	4		・新進芸術家海外研修制度に採用後、実際に海外で実践的研修を受けた実績数	文化庁調べ	30人 (令和6年度)	34人	海外女子教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを促進する取組の推進に資する。また、日本国内の教育的な向上に貢献する。 ・本事業における取組内容を公表し、取組の共有・拡大を図る。
				・文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等(育成対象者)による国内外の著名な賞・フェスティバルや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参加して高評価を受けた件数	文化庁調べ	20件 (令和10年度)	—		
				・芸術祭・大衆芸術・能楽・文楽・組踊のモジルの統廃者数に占める伝統芸術系芸術家・芸術者数(割合)	(独)日本芸術文化振興会調べ	前年度と同等以上	歌舞伎俳優: 33.0% 歌舞伎音楽(竹本): 85.7% 歌舞伎音楽(囃子): 37.5% 歌舞伎音楽(舞踊): 34.4% 大衆芸能(寄席漫才): 93.1% 大衆芸能(次郎漫才): 38.1% 能楽(三折): 16.4% 文楽: 27.0% 雑劇: 22.2%		

目標7 多様なニーズへの対応と社会的包摂									
○特別支援教育の推進	「全」の学校に在籍する障害のある児童生徒は一人一人が教育の一元的に適切な指導の必要な支援を受けられるようとする。 ・多くの学校施設で、バリアフリー化を進める。 ・特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年継続した教員の割合	・小・中・高等専門学校において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合	文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」(毎年)	おおむね100%	—	—	「特別支援教育を行う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告においては、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年継続すること 特別支援教育支援員等の継続について、採用選考において考慮すること といった具体的な方向性が示されており、障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告においては、児童生徒の発達に適切に配慮し、必要な支援を継続的に行うための校内支援体制の充実 特別支援学校からの小中学校等への支援の充実 特別支援学校と小中学校がいずれかが連携した一体的な取組を行う自治体への支援といった具体的な方向性が示されている。 こうした方向性の認知やフォローアップによって、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を両輪で取り組むことが可能となる。 ・学校施設バリアフリー化に関する取組としての数値目標の提示		
		・小・中・高等専門学校において通級による指導を受けている児童生徒数	文部科学省「通級による指導実施状況調査」	前年比増	—	—	・不登校等の早期把握、早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において種別を超えた具体的な支援体制の構築 ・学びの多様な学校施設整備		
○不登校児童生徒への支援の推進	いじめ対策、不登校支援等総合推進事業を実施し、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けられない不登校児童生徒の割合の減少を目指す。また、学びの多様な学校施設整備に関する支援を行い、全都道府県・指定都市に学びの多様な学校施設が設置された状態を目指す。	・学校内外で専門機関等の相談・指導等または教職員から継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)	(今後調査の上で設定)	—	—	いじめ対策、不登校支援等総合推進事業(補助金事業)の実施により、自治体における不登校対策のための支援体制の構築や不登校児童生徒等に対する特別的教育課程を編成して教育を実施する学びの多様な学校施設が整備され、相談・指導等を受けられない不登校児童生徒の割合の減少が図られる。		
		・学びの多様な学校施設の設置数(5年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)	文部科学省調べ(毎年)	全都道府県・指定都市への設置	—	—	いじめ対策、不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒への支援の充実が図られること、児童生徒が抱えるヤングケアラー等の課題の解決や状況の好転につなげることが期待される。		
○ヤングケアラーの支援	スクールソーシャルワーカーによるヤングケアラーに係る課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援に向けた相談体制を充実	・スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る実施調査における、ヤングケアラーに係る課題について継続的に支援した児童生徒のうち、問題が解決する、もしくは状況が好転したものの割合	文部科学省調べ(毎年)	前年度比増	—	—	・ヤングケアラー等、様々な課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援に向けた相談体制を充実		
○子供の貧困対策	全ての学びの場が家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられる社会の実現が図られる。	・生活保護世帯の高等学校等進学率 ・生活保護世帯の高等学校等進学率 ・生活保護世帯の大学等進学率	厚生労働省調べ(毎年) 厚生労働省調べ(毎年) 厚生労働省調べ(毎年)	増力増加させる 増力減少させる 増力増加させる	92.5% 3.7% 42.9%	—	・教育費の負担軽減 ・学校における指導・相談体制の充実 ・地域の教育資源の活用	国連世界における教育費の負担軽減により、希望する学校への進学や質の高い教育を受けられる社会の実現が図られる。また、学校における指導・相談体制の充実や地域の教育資源の活用により、貧困問題の早期発見や福祉・就労との継続的な連携、貧困・地域の課題を解決することにつながる。	
○高校中退者等に対する支援	・生涯指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資力・能力の育成を図ることにより、中途退学を避けることできる状態を希望し、高校生等の中途退学率の改善を図る。 ・高等学校が職業実践型教育の学力を身に付け、就職・進学に結びつけるための充実を図るため、高校中退者等への学習支援や就職支援等を希望する20年度までの自治体を実施して支援する。	・高校生の中途退学	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)	前年度減	—	—	・SG・SSWの配置状況など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、将来の在り方・生き方を主体的に考えられる資力を育むキャリア教育推進事業、地域における学びを通じたステップアップ支援事業の実施、高校等学び直し者に対する修学支援事業の実施、高校等学び直し者に対する修学支援事業の実施、地域における学びを通じたステップアップ支援事業(学校を越えた地域力強化プラン)	・SG・SSWの配置状況など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、キャリア教育の推進、地域における学びを通じたステップアップ支援事業の実施、高校等学び直し者に対する修学支援事業の実施により、児童生徒が抱える中途退学率の減少が期待される。 ・高校中退者等を対象に、高校卒業程度の学習支援・学習相談等を実施する自治体を補助し、その成果の普及を図ることによる取組の積極化が図れる。	
		・地域における学びを通じたステップアップ支援推進事業における補助対象数(自治体)	文部科学省調べ	20	6	—	—	・国内に於ける教育環境が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす役割は極めて大きい。国内の教師を派遣し、充足率を100%に近づけることで、国内同等の学びの確保につながる。 ・在外教育施設教員派遣事業(韓国・外国児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	
○海外で学ぶ日本人等への教育の推進	・在留邦人の子供の教育の機会確保のため、「公立学校」教育法に基づき認定された教職員定数に比した派遣教員の割合	・全国の公立学校で特別の配慮に基づき指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導等を受ける児童生徒の割合	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査(毎年実施)	80%	未確定(66中公表予定)	—	・在外教育施設教員派遣事業(韓国・外国児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	・国内に於ける教育環境が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす役割は極めて大きい。国内の教師を派遣し、充足率を100%に近づけることで、国内同等の学びの確保につながる。 ・在外教育施設教員派遣事業(韓国・外国児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	
		・全国学力・学習状況調査(小学校)質問紙調査における「授業は、自分(自分)の考え、意見、学習時間などについて」という問いに対して「満足」と回答した割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小・45% 中・30%	小・37.3% 中・22.8%	—	—	特定分野に特長のある児童生徒への支援の推進事業	特定分野に特長のある児童生徒への支援の推進事業
○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援	教育機関の当該児童生徒に対する機能が異なり、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、子供一人一人にあった授業や学習機会が提供される。	・特定分野に特長のある児童生徒への支援の推進事業における、実施事例の事例公表件数	文部科学省HP	10(16)	—	—	・特定分野に特長のある児童生徒への支援の推進事業	特異な才能のある児童生徒の理解のための関心・理解の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関・ノウハウを活用することによる、多様な学びの場の確保や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、子供一人一人にあった授業や学習機会が提供される。	
		・文部科学省HPに掲載する特定分野に特長のある児童生徒の指導・支援に関する研修動画の再生回数	文部科学省教育課程YouTubeチャンネル	3000	—	—	—	・文部科学省HPに掲載する特定分野に特長のある児童生徒の指導・支援に関する研修動画の再生回数	・文部科学省HPに掲載する特定分野に特長のある児童生徒の指導・支援に関する研修動画の再生回数
○大学等における学生支援	複数の大学等が連携するプラットフォームの形成支援等を通じて、各大学等における障害学生支援が促進されること、障害者へのアクセスを希望する障害のある学生が、意欲と能力に応じて大学等で学ぶ機会の確保を目指す	障害学生支援に関する大学間連携を含む関係機関との連携実施状況の割合	日本学生支援機構(大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する調査)	90%	50.9%	—	障害のある学生の修学・就職支援促進事業	当該事業により、障害のある学生の支援について先進的な取組や知見を持つ複数の大学を対象に、大学等が連携するプラットフォームの形成を支援し、各大学等の障害学生の支援の充実を図ること、達成目標の達成に貢献する。	
○夜間中学の設置・充実	職業教育未了者に加え、外国籍の若年、大学希望院卒、不登校など幅広い背景を持つ多様な背景を持つ児童生徒に対する、夜間中学の設置促進・充実を通じた教育機会の確保	夜間中学の設置数	文部科学省調べ	全都道府県・指定都市への設置	31都道府県(18)・指定都市(13)	—	・夜間中学の設置促進・充実事業 ・各種相談支援などの情報提供・事例紹介 ・通知・書面連絡の取組による指導助言	補助事業等の活用や行政説明や事務連絡の取組を通じた情報提供により、各地域の実情に応じて多様なニーズの把握等、夜間中学の設置に向けた具体的な取組が進むと考えられる。	
○高等学校定時制課程・通信制課程の質の向上	関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会を設ける、生徒の様々なニーズに応じた対応しているための支援等による、定時制課程・通信制課程の質の向上	・不登校傾向にある生徒等を対象とした、オンライン等を活用した学習支援事業の割合	・オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究実施報告書	実証研究 10	—	—	・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究)	・不登校傾向にある生徒等を対象とした、オンライン等を活用した学びの創出・普及により、当該モデルを参考に、各学校の取組の向上を図られる。 ・多様な背景を持つ生徒等を対象とした、個別最適な学びと協働的な学びの創出・普及により、当該モデルを参考に、各学校の取組の向上を図られる。	
		・多様な背景を持つ生徒等を対象とした、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、子供一人一人にあった授業や学習機会が提供されること、達成目標の達成に貢献する。	・通信制高校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(地域連携型高校における教育の質確保のための取組)に関する指導要領の取組に関する調査研究報告書	実証研究 40	実証研究 7	—	—	・通信制高校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(地域連携型高校における教育の質確保のための取組)に関する指導要領の取組に関する調査研究報告書	・通信制高校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(地域連携型高校における教育の質確保のための取組)に関する指導要領の取組に関する調査研究報告書
○高等専門学校における教育の推進	産官学「1+1」を知るを中心とした各種広報媒体における発信を促進し、多様な背景の受け入れという役割を担っている高等専門学校の認知度を向上させる。	・産官学「1+1」を知るを中心とした各種広報媒体を通して発信した、高等専門学校に関するコンテンツ数	文部科学省調べ	一年度あたり4コンテンツ以上(3ヶ月に一度)	9	—	高等専門学校と地域の連携強化による職業教育能力強化推進事業	高等専門学校と地域の連携強化による職業教育能力強化推進事業では、高等専門学校の能力を世に発信するため、広報サイト等に関する取組を進め、事業においては日々高等専門学校に関するコンテンツの創出・情報発信に取り組んでいることから、高等専門学校のコンテンツ数やアクセス数の増加につながる。	
		・産官学「1+1」を知るを中心とした各種広報媒体を通して発信した、高等専門学校に関するコンテンツ数	文部科学省調べ	10%	—	—	—	外国籍等に対する日本語教育の推進	外国籍等に対する日本語教育の推進による、日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の向上等を通して、日本語教育の環境整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を営むことができるようになる。
○日本語教育の充実	国内に居住する外国人が日常生活に必要な日本語能力を身に付けるための機会が充実し、円滑な社会生活を営むことができるようになる。	①在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	法務省が公表している在留外国人数と文化庁「日本語教育実施調査」を基に算出	60%(令和4年度)	—	—	外国籍等に対する日本語教育の推進	外国籍等に対する日本語教育の推進による、日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の向上等を通して、日本語教育の環境整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を営むことができるようになる。	
		②日本語教室がある市区町村の割合	文化庁「日本語教育実施調査」	50%	37.9	—	—	外国籍等に対する日本語教育の推進	外国籍等に対する日本語教育の推進による、日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の向上等を通して、日本語教育の環境整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を営むことができるようになる。
○教育相談体制の整備	いじめが解消する。 様々な課題を抱える児童生徒が、心証・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等を活用した「学校」による学校の教育相談を受けられる状態になる。	・認知したいじめの割合、解消しているものの割合 ・認知していない割合、解消していない割合 ・認知していない児童生徒が、心証・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等を活用した「学校」による学校の教育相談を受けられる状態になる。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)	80%	—	—	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置充実 ・電話やSNS等を活用した相談体制の整備	いじめ対策、不登校支援等総合推進事業の実施により、教育相談体制を充実させることで、いじめや不登校等、生徒指導上の課題への適切な対応につなげることができる。	
		・学校内外で専門機関等の相談・指導等または教職員から継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)	(今後調査の上で設定)	—	—	—	いじめ対策、不登校支援等総合推進事業の実施により、教育相談体制を充実させることで、いじめや不登校等、生徒指導上の課題への適切な対応につなげることができる。	
○障害者の生涯学習の推進	障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会の充実した社会 ・放課後において、放課後(子ども)クラブへの参加の促進や点字課題の作成など障害者のための学習支援を推進する。 ・放課後において、社会的包摂の観点から、障害者等がその支援者に対して、新たな役割を担い、高等教育機関による生涯学習の推進を実現する。	・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究	50%	—	—	・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	
		・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	放課後学習支援の取組(継続実施)	19	—	—	—	・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	・放課後における学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合
○障害者の文化芸術活動の推進	障害者がある地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる	・障害者による文化芸術活動の割合(文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合)	障害者の文化芸術活動の実施状況調査(文化庁委託事業)	2025年度までに新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい以前の活動状況に回復、27年度までに更なる向上	2027年度47	—	・障害者等による文化芸術活動推進事業	・障害者等による文化芸術活動推進事業	
		・障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した都道府県数	地方における文化行政の状況について(文化庁)	2027年度47	(2020年度)11、(2022年度)31	—	—	・障害者等による文化芸術活動推進事業	・障害者等による文化芸術活動推進事業

